



Title	コメント1 境界を作る力：片山報告に触発されて
Author(s)	寺田, 浩明
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター. 2008, 3, p. 51-54
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/26994">https://doi.org/10.18910/26994</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## ■コメント

### コメント1

#### 境界を作る力——片山報告に触発されて

寺田 浩明

##### 1.

民国期の具体的な社会状況についてはとんと不案内なのですが、今回のシンポジウムを機会に勉強をし、また昨日幾つかの御報告を聞かせて頂いて、測量を伴う地図作りにせよ近代的な土地所有権と登記制度の形成にせよ、1930年代の中国の社会各層において社会の精密な把握に向けての強い意志が働いていたことに深い印象を受けました。

私は伝統社会と近代社会を比べて見る時「秩序の高規格化」といった言葉をよく思い浮かべます。「高規格」とは、例えば「高規格道路」という言葉が示すような内容を指します。自然の道路を走る時は、夜間はヘッドライトの届く限りの所しか安心できない。当然に穴が現れるかもしれませんから、気を配りつつノロノロと進む他はない。それに対して高規格の道路だと、舗装され照明が付き、時々パトロールもあるので、穴も空いていないし突然大石が落ちていたりすることもない。それを信頼して人々は夜中でも平気で時速80キロで車を飛ばすことができる。どうも近代という時代には、社会関係全体をこうした仕方で高規格化してゆくような方向性がある。当然、そうした環境の中では個体の能力を全開にできることができるが、その分だけハードウェア側・システム側の整備と維持に精力を費やさなければならない。

また法制史面で言えば、伝統社会の土地秩序というのは、或る土地をめぐる利害関係者は誰と誰であるという辺りまではハッキリしていても、関係者それぞれが持っている権利の内実は実際に実現される段階までは正確には分からない、むしろそれは問題が起こった段階で直接会ってその場で（話し合ってか殴り合ってかは様々だけれど）決めましょうという様な所がある。それに対して近代的土地所有権制度というのは、こうした具体的な人間関係・社会関係から切り離した仕方で内実のハッキリした権利を客観的に作ってしまうという試みです。そうすれば個体が持つ処分権の自由度、取引の安全度は遥かに増すが、その為にはこちらも相当にシステム整備が要る。

中国でも公権力がこうした社会基盤整備に積極的に取り組む動きが確かに始まっていた。つくづく、ここももう近代だという気がしました。

ただ同時に、片山先生が今回のご報告の「史料編」で紹介された白藤岡郷・金渓郷間の境界紛争史料を読むと、今度は文体といい議論の立て方・解決の仕方といい、すべてが伝統的な枠組みで進められていることにまた驚くことになる。民国期固有の制度的用語を隠してしまえば、この文書に同治光緒の年号が付いていても少しも違和感はない。具体的な政治秩序の形成の側面になると、民国期でも伝統社会の手法がそのまま続いている。

近代国家における国家権力の正当性のあり方を考えてみると、その相當に大きな部分が上記の高規格な社会基盤の設営提供者、法と権利の透明な実現主体たることに求められて

いることに気付く。それに対して近現代中国の党＝国家権力の正当性の淵源は、なおもそれが全人民的生存・共存の守護者、中国式の「公」の体現者であることに求められている。こうした公権力が同時に近代司法制度の設営者をも兼ねる以上は、時には役割矛盾も起らざるにはおかないと。実際、刑事裁判の局面では現代中国国家はその二つの役割の間で引き裂かれているように見える。遠くそれに連なる問題が、既にこの段階でも出ているのだろう。

## 2.

四報告はどれも以上のような点で面白かったが、今回のコメントでは片山報告にポイントを絞って論じたい。

片山さんとは、十年ほど前にも「村の境界」をめぐって議論をしたことがあります。論じたことを整理すれば、次のようになる。

旗田巍先生の「村の境界」論は、村の境界の有無それ自体というよりは、むしろ村落共同体、一定の空間内に住む人々がそのことによって何らかの権利と義務を与えられ、またそうして同じように暮らす人々・それが作る団体に対して帰属意識を持つような構造の有無である。こうした村落共同体に対する評価は前近代的というネガティブな評価もあり得るし、また戒能通孝先生のする如く国民国家の先駆といったポジティブな評価もあり得るにせよ、そこで懐かれるのはかなりクッキリとした特定のパターンである。中国の村というのがこうしたパターンに合致するか否か、中国の村民同士の結合関係がこうした硬いレベルにあるのかないのか。その議論の一環として「村の境界」の有無は論じられる。

それに対して当時、刊行されたばかりの小島泰雄さんの御論文などは、むしろこうした特定の評価レベルを持たずに、中国の農民の生活にとって生活上の近隣性が持つ意味全般を広く問うものであった。村落共同体が無いからと言って、ならば中国農民が空間の中に均等に散在していた訳でもない。やはり近隣の家と集落を作りて暮らしている。近所に住む人間同士の間に、遠くに住む人間同士とは違った社会関係があり、そしてそれに見合つて何程かの空間的境界もその時々に意識される。こうした空間的結合が持つ特質は何かという問題は、それが村落共同体と言える域に達しているか否とは関係無しに問われなければならない。「村の境界」論には、まだまだ論じ残されている広い論理空間がある。それを個別の社会関係に即して解明していくことが今後の課題なのだろう。

私の方はその後、何も努力はしませんでしたが、片山先生はちゃんと努力を続けられた。そして今回のご報告は、その成果の一端を示されたものだと思います。

## 3.

ただ今回の御議論をお聞きして、片山先生の関心は、歴史家としての性なのか、やはり村落共同体・領域団体としての村の存在立証の方にあるのだなあ、と痛感しました。地域住民同士が力を結びつけあって堤防を築く。こうして堤防を築く住民同士の結合体としての村の確かな存在。事態は基本的には村民の視点から整理される。しかし私自身が今回ご

提示された史料を読んで受けた印象はそれとは随分違います。

そこにあるのは、堤防の各部分の維持管理責任を担う主体が、それぞれに自分の仕事の遂行に必要な資源を確保すべく、堤防内の土地への課税権を奪い合っている状態である。その主体は、公共的責務に励む責任感に満ちた士大夫的な地域リーダーなのかもしれないし、また築堤に名を借りて郷民から財をむしり取る地域的政治ボスなのかもしれないし、案外にどちらでも結局は同じ事だ、という話なのかもしれない。何にせよ彼等は一定の公的目的を掲げて一定地域を「約束する」(掌握統合)する主体である。ちなみに片山さんは「郷の管轄域はもとからあったのか、それとも公権力が関心を寄せることによって形成されたのか、それとも両者の中間、もとからあるものが公権力によって明確化されたのか」という問い合わせを立て、そのことによって「公権力」(具体的には省政権)以下を一挙に社会全般に拡大するが、その社会の中にも既に小さな公権力が存在すると考えた方が良いのではないか(拙稿「明清法秩序における「約」の性格」、溝口雄三他編『社会と国家』(シリーズ・アジアから考える第四巻) 東大出版会、69~130頁、1994年を参照)。

そして築堤以来の歴史の中で、こうした政治ボス相互の間に一定の安定した縛り配置が作られている。それが当初の郷の境界である。しかし白藤岡村の郷への昇格を機会に、白藤岡郷に住む政治的野心家の一人が、自らが周囲の人々に対して持つ地縁的人的結合を初期資源にして、そのボス仲間に新規参入を図ると、固有の課税縛りを要求する。その争論に際して「白藤岡郷の集落部分の住民達が持ちまた耕す土地」という一見属人主義的な議論がなされるにせよ、それは所詮は縛り主張に際して持ち出される論拠の一つに過ぎず、彼が最後に目指す状態は、結局はそれも属地主義的な権益である。それと既存の約束構造との軋轢こそがこの紛争の内実だ。

つまり村民の視点ではなく政治ボスの側に視点を据える史料理解の可能性。そして考えてみれば、個別村民側にとって、ことこの問題に限れば、どの郷に属すか(誰に田畠捐を取られるか)は実は大した問題ではない。どの郷に属するにせよ、その郷のボスから似たようなものを取られるだけのこと。またついでに言えば、それら郷全体を支配の下に置く県レベルの主体にとっても、郷境の問題は実はそれほど深刻な・自らがコミットメントするような問題にはならない。どう区切ろうが全部が自分の下にある。それに対して一人地域ボスにとってのみ境界を何処に引くかは自己の資源をめぐる死活問題となる。

#### 4.

そしてここで、そもそも地域的境界というのはどういう社会状況の中で成立するのか、という一般的問題も考えてみよう。

勿論、その中には、個体側が強い保護を求める力を持つ権力の下に収集し、その結果として一定の領域性を持つ集団が出来上がる、その集団支配地の外縁が境界だという形だってあり得よう。フロンティアにも柵はある。

しかし伝統中国の社会結合の一般的なパターンを考えると、多くは一定の公共的課題を主唱する主体を核にして、彼が周囲の人々を巻き込んで行く形をとる。中心によって定義

される集団。中核に近い所には主唱者と同じ確信を共有する前衛党部分が形作られるにせよ、周辺に至れば至るほど日和見な人間が多くなる。どうしてもクリアな境界という形にはなり難い。こうした所において明確な境界線が登場するための条件は何だろうか。おそらく一番考えやすいのは、同じ様な仕方で約束秩序の形成を図る主体が隣にも居て、双方が囲い込み競争を行う場合であろう。

同レベルの、同質・同格の権力相互の対抗・拮抗、それが明確な境界を生み出すのではないか。同格の国家同士が拮抗する中、国境が生まれる。またその権力は国家のように自立していても良いが、より大きな権力機構の中の一部、例えば現代日本官僚制における省同士、局同士の間といった関係だって同じ事は起こりうる。同格な権力の対立拮抗、それによる下位資源の囲い込みの構造さえあれば、そこに境界線は現れる。

## 5.

この地域では、もとから空間・領域に強くリンクせざるを得ない築堤という事業を契機として、領域的性格を持つ地域的約束主体相互の拮抗状態が作られる。そして堤防の維持管理という責務あるいは名目が続く故、その約束構造は築堤後も継続する。村（領域性を持つ人的結合）が築堤をしたと言えると同じ程度に、築堤が村を作ったとも言える。当然その基礎の上に同村=同郷の民相互の間に強い結合関係が生まれることはあり得ようが、それは原因と言うより結果であり、また基本的には築堤という主題に関わる限りでの領域性である。別の公共的課題をめぐって別の約束構造が出来れば、築堤関係の境界と共に存する仕方で別の形の線引きがなされることは十二分にあり得ることである。そして、それら種々の境界が一つに重ねられる時は、こうした種々の約束権力自体もが重ねられる時なのだろう。実際、共産党権力はそれを成し遂げた。

さて、片山報告の最後の所で、その廟に対して信仰を持つと持たぬとに関係なく、廟周辺の一定の境界内に住む住民がその廟に対して寄付をする義務を負わされる事例が紹介された。上の仮説に従えば、それについても、隣にも廟があって同じく強制的な寄付集めに励んでおり、住民は所詮はどこから寄付をせびられる地位にあったのだ、それは住民相互の地域的結合の徵表ではなく廟同士の縄張り争いの徵表だ、という想定が浮かんで来ることになるが、詳しい実態はどうだったのだろうか。